

疑問

にお答えします 後期高齢者医療制度

平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります。この制度の主な質問・疑問「今までの老人保健制度と何が変わらるのか」にお答えします。

Q. 医者にかかるときの自己負担割合は?

A. 今までの老人保健で医療を受けるときと同じです。一般の方は1割負担、現役並みに所得のある方は3割負担となります。

Q. 新しい保険証はいつごろ届きますか?

A. 後期高齢者医療制度の被保険者に、新しい高齢者医療制度独自の保険証を1人に1枚、3月中に配達記録郵便で交付されます。

Q. 保険料の負担は?

A. 被保険者均等割と所得割の合計額となります。被保険者均等割額(加入者全員が人数割で負担する額)は37,400円で、所得割額は次の計算式で算出されます。

<計算式>所得割額= (総所得金額-33万円) ×7.2%
※保険料の算定基準は原則県内均一です

Q. 保険料の軽減は?

A. 後期高齢者医療の被保険者の所得や世帯主の所得に応じて均等割額が軽減されます。

Q. 納付の方法と時期は?

A. 原則として年金から徴収されます。なお、4月上旬に、特別徴収開始通知書と仮徴収決定通知書が届きます。

ただし、年額18万円未満の年金受給者、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計金額が年金受給額の2分の1より多い方が普通徴収となります。

なお、7月に保険料決定通知書と納付書が届きます。

※今まで自分で保険料を払っていなかった健保組合などの被扶養者の方も保険料を負担となります。負担は10月以降からとなり、保険料額も減額されます

問千葉県後期高齢者医療広域連合

☎ 043(308)6768

住民課国保年金班 ☎ (70)0334

住所変更等の届け出が済んでいない方は、大切な「ねんきん特別便」をお届けできません。

●住所変更(訂正)した方

住所変更・訂正は、自身による手続きが必要です。

△必ず手続きを△

次の場所で行ってください。

△出張相談

ねんきん特別便が送付され

△ねんきん特別便が届いたら

自身の記録に漏れがないか

を十分に確認いただき、訂正

がない場合には同封の「確認

はがき」を送付してください。

また、訂正がある場合には

「年金加入記録照会票」を必

ず提出してください。

△結婚等で氏名変更した方

名寄せにより結び付く可

能性のある記録を探し出す

ために、結婚等により名字

を変更された方で届け出を

されていない方は、早急に

氏名変更をしていただか必

要があります。

●結婚等で氏名変更した方

能性のある記録を探し出す

ために、結婚等により名字

を変更された方で届け出を

されていない方は、早急に